

平成21年11月9日

企業会計基準委員会 御中

経済産業省

## 「引当金に関する論点の整理」に対する意見について

標記の件について、下記のとおり意見を提出いたします。我が国にとって望ましい会計基準が整備されるよう、委員会の御審議及び御判断にあたり、特段の御配慮をお願いいたします。

## 記

## 1. 連結と単体について

会計基準の連結と単体に関して、単体は、会社法上の分配可能額の計算や、法人税法上の課税所得の計算においても利用されており、我が国固有の商慣行、利害関係者間の調整や会計実務に密接な関わりがある。更に、単体は、後述の料金規制事業において、費用負担の明確化や世代間負担の公平性の確保等に資するコスト計算でも利用されている。単体の会計基準の開発にあたっては、慎重な検討が必要である。

したがって、今後のコンバージェンス作業における連結と単体の位置づけに関する議論を早急に進めていただくとともに、各論となるそれぞれの基準開発において、あくまでも連結ベースでの議論であることを明確化していただきたい。

## 2. 料金規制事業への影響

電気・ガス・熱供給（以下「電気等」という。）事業では、公共料金規制とあわせて、各事業法令に基づいて、電気等会計規則が整備され、電気等事業は財務諸表等規制の別記事業として整理されている。

電気等会計規則に基づき、電気等事業の状況の適確な把握、電気等経理、料金の透明性確保、公共料金に対する理解促進等が図られ、ひいては、事業の健全な発達及び電気等使用者の利益保護が図られている。

したがって、会計基準の開発にあたっては、電気等事業の状況の適確な把握等に支障をきたす事の無いように、十分な検討をお願いしたい。

### 3. 特別法上の引当金又は準備金について（論点整理第48項関係）

電力会社は、電気事業法第35条及び第36条の規定に基づき、それぞれ原子力発電工事償却準備引当金、渇水準備引当金の積立が義務づけられている。また、ガス会社においては、ガス事業法第27条の規定に基づき、ガス熱量変更引当金の積立てが義務づけられている。

これら引当金は、電気・ガス事業の適確な遂行（豊富、低廉、良質な電気・ガスを供給し、その供給義務を確実かつ継続して果たすこと）を図るため設けられているものである。

なお、これらの引当金については、電気事業会計規則・ガス事業会計規則において、固定負債、流動負債の次に特別法上の引当金として区分するよう規定している。

本論点整理においては、特別法上の引当金についての取扱いが明記されていないが、当該取扱いは、各特別法における法令改正等の措置にとどまらず、配当規制等の関係から会社法令における措置や、金融商品取引法令における措置にも影響するものであり、会計基準の開発にあたっては、上記1.（連結と単体について）及び上記2.（料金規制事業への影響）の観点も含め、十分な検討をお願いしたい。

（参考）

- 原子力発電工事償却準備引当金：原子力発電所運転開始後の減価償却費負担の平準化を図る観点から、予め原子力発電所の初期投資額の一部を引当金として積み立てるもの。
- 渇水準備引当金：河川の流量の増減によって生ずる事業者の経理の変動を防止するため、豊水時に増加した収益（減少した費用）を積立て、渇水時に増加した費用（減少した収益）に充当するもの。
- ガス熱量変更引当金：ガス会社における高カロリーガスへの変更は、費用が多額にのぼり、かつ短期間に発生することから、当該負担の平準化を図るため、引当金として積み立てるもの。

以上